

①国名	Republic of Namibia (NA) (ナミビア)				
②名称	Ministry of Industrialization and Trade (MIT) Business and Intellectual Property Authority (BIPA)				
③所在地	3 Ruhr Street, PZN Holdings Building, Windhoek, Namibia P.O. Box 185 Windhoek				
④連絡先	(電話) (264) 61 299 4400 (FAX) (264 61)220 148 (E-mail) info@bipa.na (internet) http://www.bipa.na/				
⑤組織の長	Registrar : Ms. Vivienne Elke Katjuongua				
⑥沿革	<p>(1) 南アフリカによって1990年まで統治されていたが、1990年3月21日に完全独立した。</p> <p>(2) 1916年に、特許、意匠、商標及び著作権に関する法律No.9が施行された。この1916年法は、その後1978年までに改正され、1978年4月28日に施行された。</p> <p>(3) 商標については、1973年に、商標法No.48が1974年1月から施行された。この1973年の商標法は、1989年Government Notice No. AG40により改正された。</p> <p>(4) 特許、意匠及び商標法については、現在、Unified Billが提案されているが、未だ施行されていない。</p>				
⑦所管	特許権、意匠権、商標権、著作権				
⑩加盟条約	WIPO 1991/12/23	ベルヌ 1990/3/21	ブリュッセル PLT	フィルム登録 レコード保護	マドリッド(原産地表示) ローマ
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 2004/1/1			
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ ロンドンアクト			リスボン
			ヘーグアクト	ジュネーブアクト 2004/6/30	
	マドリッド(標章) 2004/6/30	マドプロ 2004/6/30	PCT 2004/1/1	ロカルノ	ニース
	ストラズブール	ウィーン	WTO 1995/1/1		

①国名	Republic of Namibia (NA) (ナミビア)					
①統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	25	36	20	
		(内 外国出願)	15	15	12	
		(内日本から)				
		(内 PCTルート)	7	7	8	
	実用新案	全数			8	5
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	75	104	138	90
		(内 外国出願)	71	49	59	57
		(内日本から)		2	2	1
	商標	全数	5,564	3,911	3,143	2,466
		(内 外国出願)	2,141	1,906	2,801	2,205
		(内日本から)	16	17	20	23
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	16	4	30	21
		(内 外国出願)	9	4	25	15
		(内日本から)				
		(内 PCTルート)			15	
	実用新案	全数			6	5
		(内 外国出願)				
	意匠	全数	72	96	120	91
		(内 外国出願)	68	41	44	60
		(内日本から)	2	1	2	1
	商標	全数	2,696	2,809	3,785	3,971
(内 外国出願)		2,398	2,612	3,342	3,728	
(内日本から)		21	25	33	29	
出典: WIPO IP Statistics						

組織

<組織図> 産業及び国内貿易部門(Industry and Internal Trade)は、貿易及び産業省(Ministry of Trade and Industry)の下部組織である。

①国名	Republic of Namibia (NA) (ナミビア)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	1978年4月28日施行(1978年改正法)
	③地理的効力の範囲	ナミビア国内(カプリビ回廊含む)
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人 (法律第14条(1))
	⑥現地代理人の必要性及びその資格	要。海外居住者は、ナミビアに在住する試験に合格し、登録した人を代理人に選任しなければならない。 (法律第69条(1))
	⑦出願言語	英語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	特許日(出願日)から14年。報酬が不十分なときは7年、また例外的に14年延期できる。 (法律第38条(1)、第36条(3)、第51条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (法律第6条)
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。 (1) 特定の博覧会における開示したときは、博覧会初日から6月。(法律第28条) (2) 発明者の意に反する開示のときは、期限の定めはない。(法律第29条)
	⑪非特許対象	法律又は道徳に反する発明 (法律第74条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。審査は、方式要件(開示要件、記載要件等)についてのみ行なわれる。 (法律第17条、第17条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も、最後の公告日から2月以内に異議を申立てることができる。この異議申立は特許庁にするが、異議の審査、決定は出願人の郵便宛先を管轄する裁判所が行う。 (法律第27条(1)、第30条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。期限の定めはない。 (法律第55条(1))
	⑱実施義務	有。何人も登録管に、付与後2年経過後、実施不十分を理由に強制実施権の許諾、又は取消を請求できる。登録管は制球を却下するか、裁判所に移管する。裁判所は、権利者に強制実施権の許諾を命令するか、特許の取消を命じる。この取消は、付与後3年経過後に行われる。 (法律第59条(1)、(2)、(3))
	⑲費用 単位 NA\$ (ナミビア・ドル)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 12 NA\$ 審査請求料 登録料 [特許権維持に掛かる費用] 年金 3年-6年次 8 NA\$(毎年) 7年-9年次 12 NA\$(毎年) 10年-20年次 20 NA\$(毎年)
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金の減額措置の有無	無。

①国名	Republic of Namibia (NA) (ナミビア)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	1978年4月28日施行(1978年改正法)
	③地理的効力の範囲	ナミビア国内(カプリビ回廊含む)
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	創作者又は承継人
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者は、ナミビアに在住する試験に合格し、登録した人を代理人に選任しなければならない。 (法律第69条(1))
	⑦出願言語	英語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ずつ、2回延長することができる。 (法律第87条(1)、(2)、(3))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知・内外国刊行物。 (法律第80条(1))
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。 (1) 特定の博覧会における開示したときは、博覧会初日から6月。(法律第80条(3)) (2) 創作者の意に反する開示のときは、期限の定めはない。(法律第90条)
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 法律又は道徳に反する意匠 (法律第80条(7))
	⑫実体審査の有無	有。 (法律第80条(1))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。秘密にできる期間は、登録日(出願日)から2年。 (法律第91条(1))
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。何人も全部又は一部の取消を申立てることができる。 (法律第84条)
	㉓登録表示義務	有。登録表示をしなかった場合には、原則として損害賠償等の請求ができない。 (法律第89条(1)(b))

①国名	Republic of Namibia (NA) (ナミビア)	
②④費用 単位 NA\$ (ナミビア・ドル)	[出願から登録までに掛かる費用]	出願料 (情報が得られませんでした)
		審査請求料
		登録料
		[意匠権維持に掛かる費用]
		存続期間更新料
②⑤料金減免措置 の有無	(情報が得られませんでした)	

①国名	Republic of Namibia (NA) (ナミビア)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	1974年1月1日施行(1973年法律第48号商標法)
	③地理的効力の範囲	ナミビア国内(カプリビ回廊含む)
	④他国制度との関連	ARIPO加盟国
	⑤商標法の保護対象	商品、サービス、団体商標 (法律第2条(1)iii～xx、第13条(1)、第52条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標 (法律第2条(1)viii、第40条)
	⑦出願人資格	商標を登録出願する自然人又は法人。 (法律第20条(1)、第24条(1))
	⑧権利付与の原則	先願主義 (法律第17条(1))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者は、ナミビア国内に郵便の宛先を定める必要があり、実質的に代理人を選任しなければならない。代理人には、登録官の承認を得て登録簿に登録した人であることを要する。 (法律第76条、第8条)
	⑪出願言語	英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年毎に更新できる。
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	(1) 商取引において使用が必要とされている標章。(法律第10条(2)) (2) 商品及びサービスの識別性を欠く標章。(法律第10条(1)) (3) 国の紋章、政府の保護を表示する語等を含む商標。(法律第14条) (4) 本人又は法定代理人の承認を得ない氏名。(法律第15条) (5) 公衆を欺瞞し、混同を生じさせ、法・道徳に反し、又は人を嫌がらせる要素を含む標章。(法律第16条(1)) (6) 商品や役務の性質や質を欺瞞するおそれがある標章。(法律第16条(2)) (7) 先登録の商標と混同を生じるおそれがある標章。(法律第17条(1))
	⑮防護標章制度の有無	有。 (法律第53条)
	⑯周知商標制度の有無	無。
	⑰一出願多区分制度の有無	無。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (法律第20条(2))
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度及び早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、登録拒絶理由が存在しないときには、出願は公告(公開)される。 (法律第26条(1))
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も出願の公告日から2月以内に異議を申立てることができる。 (法律第26条(1))

①国名	Republic of Namibia (NA) (ナミビア)	
②③無効審判制度の有無	有。無効は、裁判所にも提訴することができる。	(法律第36条(1)(a))
②④不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年間以上不使用の場合には、取消を請求することができる。	(法律第36条(1)(b))
②⑤商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟)	
②⑥図形要素の分類	無。	
②⑦譲渡要件	無。商標は、営業権とは無関係に譲渡することができる。 (法律第49条(1))	
②⑧費用 単位 NA\$ (ナミビア・ドル)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (情報が得られませんでした) [商標権維持に掛かる費用] 存続期間更新料	
②⑨料金減免措置の有無	(情報が得られませんでした)	